

出雲市農業委員会（第2期）第18回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和4年(2022)1月25日(火) 午前9時30分～午前10時40分

2 場所 出雲市役所 1階 くにびき大ホール

3 出席委員(21名)

大梶 泰男	松本 尚幸	原 孝治	河原 基	岡田 征記
佐野 芳夫	松井 幸男	岡 正	水 壯	石飛 忠宏
渡部 靖司	上野 正夫	塩野 一男	板垣 房雄	今岡 充
持田 守夫	江角 昭夫	伊藤 美樹	青木 敏男	若槻 博美
遊木 龍治				

4 欠席委員(3名)

石飛 政樹 落合 光啓 神田 伯

5 提出議題

(1) 報告事項

報第56号 会長専決処分の報告

報第57号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第58号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第116号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第117号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第118号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第119号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第120号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第121号 農地法第3条第2項第5号による別段面積について
(農地法施行規則第17条第2項)

会長あいさつ

6 議事

大梶会長が、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。
署名委員に議席番号13番の渡部靖司委員と14番の上野正夫委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。
報告事項、報第56号会長専決処分の報告、報第57号農地法第18条
第6項の規定による通知について、報第58号農地法第3条の3第1項の規
定による届出について、一括して報告します。

議長 報第56号会長専決処分について、報告いたします。
第17回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案
件、農地法第5条2件については、島根県農業会議第70回常設審議委員会
に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、農地法第5
条2件を、常設審議委員会における決定日の1月11日付けで許可決定して
おります。
以上、報告といたします。

議長 続いて、報第57号農地法第18条第6項の規定による通知について、事
務局から報告をお願いします。

高橋副主任 それでは、報第57号について、説明します。報告事項の1～2ページを
ご覧ください。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第
18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引
渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約
終了の手続きができます。

今月は受付番号118番から127番の10件の通知がありました。内訳
としては中間管理事業への移行が5件、貸人の都合が1件、農地法5条申請
のためが2件、借人の都合が1件、農地法3条申請のためが1件、となっ
ています。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面
で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上報告といたします。

議長 続いて、報第56号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、
事務局から報告をお願いします。

高橋副主任 それでは、報第58号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。

第18回総会 報告事項の3～11ページをご覧ください。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。

この届出の先月受付分は、受付番号170～187番までの18件でした。権利の取得事由は、18件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては備考欄に記載しております。受付番号170番については、あっせん希望がありましたので、担当農業委員さんに相談をしています。

なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされており関係上、1月6日付けで通知を出しております。

以上、報告といたします。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 他に質問がないようですので、それでは、これより議案の審議を行います。議第116号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課の河井係長から説明をお願いします。

河井係長 議第116号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。

それでは、1月31日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページ上の利用権設定合計の賃借権の行をご覧ください。設定合計は、780筆、1,824,186.11㎡、うち新規の設定が19筆、41,434.00㎡、再設定が761筆、1,782,752.11㎡です。この内訳については2ページの別表①の総計欄の一番下、合計をご覧ください。相対分合計が、75筆、144,661㎡、中間管理事業分合計が、705筆、

1, 679, 525. 11㎡、うち中間管理事業一括方式分が530筆、1, 389, 292. 65㎡となっております。

続きまして、使用貸借権の設定です。2ページの上の利用権設定合計の使用貸借権の行をご覧ください。設定合計は250筆、274, 889. 11㎡、うち新規の設定が73筆、81, 337, 19㎡、再設定が177筆、193, 551. 92㎡です。この内訳については3ページの別表②の総計欄の一番下、合計欄をご覧ください。相対分合計が、60筆、61, 356㎡中間管理事業分合計が、190筆、213, 533. 11㎡、うち中間管理事業一括方式分が129筆、144, 281. 92㎡となっております。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の利用権設定合計の総計欄の一番下合計をご覧ください。1, 030筆、2, 099, 075. 22㎡です。その他詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。154ページの「農用地利用集積計画 所有権移転」及び155ページの「所有権移転 総括表」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第5条第3項の規定により、県が指定する農地中間管理機構である「公益財団法人しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。今月の所有権移転の合計は、1筆、2, 182㎡です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者及び利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回までの総会で決定いただきました、農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は、以上でございます。

議長 それでは、議題となっています議第116号のうち、11件が農業委員関与案件となります。その内、21番伊藤美樹委員の関与案件が、12ページの1100-5042番～5047番の6件、となります。それでは、21番伊藤美樹委員の関与案件6件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、21番伊藤美樹委員が除斥となります。

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第116号のうち21番伊藤美樹委員の関与案件6件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議席番号21番伊藤美樹委員の関与案件6件の先議案件を承認します。ここで伊藤委員の除斥を解除いたします。

議 長 次に、16番塩野一男委員の関与案件が、49ページの1300-178番～181番の4件となります。それでは、16番塩野一男委員の関与案件4件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、16番塩野一男委員が除斥となります。

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第116号のうち議席番号16番塩野一男委員の関与案件4件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議席番号16番塩野一男委員の関与案件4件の先議案件を承認します。ここで塩野委員の除斥を解除いたします。

議 長 次に、12番石飛忠宏委員の関与案件が、57ページの1300-193番となります。それでは、12番石飛忠宏委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、12番石飛忠宏委員が除斥となります。

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第116号のうち議席番号12番石飛忠宏委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議席番号12番石飛忠宏委員の関与案件1

件の先議案件を承認します。ここで石飛忠宏委員の除斥を解除いたします。

議 長 続きまして、議第１１６号のうち、先ほどの先議案件１１件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第１１６号のうち、先議案件１１件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第１１６号のうち、先議案件１１件を除くすべての案件について承認します。

議 長 次に、議第１１７号農地法第３条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高橋副主任 それでは、議第１１７号 農地法第３条の規定による農地等の許可申請決定について、ご説明いたします。第１８回総会議案の１ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が９件ありました。個別の事案についてご説明いたします。２～３ページをご覧ください。

受付番号８５番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、隣接農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が豆、大根を栽培される計画です。

つづいて受付番号８６番について説明します。譲渡人は、規模縮小のため、以前から申請地を管理している、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が果樹および野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号８７番について説明します。譲渡人は、規模縮小のため、以前から申請地の一部を管理している受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が栗を栽培される計画です。

つづいて受付番号８８番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、以前から申請地を管理している隣接農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が隣接する自己所有地と一体的に青ネギを栽培される計画です。

つづいて受付番号８９番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、隣接農地所有者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が隣接する自己所有地と一体的にイモを栽培される計画です。

つづいて受付番号９０番について説明します。譲渡人は、病気による労力

不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がブドウ及び椿油をとるための椿を栽培される計画です。

つづいて受付番号 9 1 番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、以前から申請地を管理している近隣農地所有者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号 9 2 番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣農地所有者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がブドウを栽培される計画です。

つづいて受付番号 9 3 番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣農地所有者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻を栽培される計画です。

以上、受付番号 8 5 ～ 9 3 番については、4 ～ 5 ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条 2 項各号不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長 それでは、議題となっています議第 1 1 7 号のうち、1 件が農業委員関与案件となります。その内、1 2 番石飛忠宏委員の関与案件が 2 ページの 8 9 番となります。それでは、1 2 番石飛忠宏委員の関与案件 1 件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、1 2 番石飛忠宏委員が除斥となります。

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第 1 1 7 号のうち 1 2 番石飛忠宏委員の関与案件 1 件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議席番号 1 2 番石飛忠宏委員の関与案件 1 件の先議案件を承認します。ここで石飛委員の除斥を解除いたします。

議 長 続きまして、議第 1 1 7 号のうち、先ほどの先議案件 1 件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第 1 1 6 号のうち、先議案件 1 件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第117号のうち、先議案件1件をのぞくすべての案件を承認いたします。

議 長 次に、議第118号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤主事 それでは、議第118号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、ご説明いたします。第18回総会議案の1ページをご覧ください。今月は、4件の申請がありました。議案書は6ページ、参考資料は1～8ページをご覧ください。議案書欄外左に丸印をつけている3件について、2月に開催予定の第71回常設審議委員会に諮問する予定です。また、説明基準に該当する案件についてはございません。

なお、この他に事後追認の案件が2件あります。受付番号67番の案件は、平成20年頃から自宅への進入路として利用してきたものです。受付番号69番の案件は、昭和63年頃から倉庫用地として利用してきたものです。残りの面積については議案10ページ議第119号5条転用にて進入路敷地として申請を行っております。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

以上、受付番号67～70番については、いずれも農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第118号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第118号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第119号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について及び関連がございますので、議第120号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明

をお願いします。

松崎主任 それでは、議第119号の5条申請について説明します。議案書は7ページから10ページ、説明資料は1ページから15ページ、参考資料は9ページから34ページになります。今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が11件、賃貸借権の設定は2件、使用貸借権の設定が5件の合計18件提出されております。今月の説明該当案件は5件です。なお、令和4年2月開催予定の第71回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております6件の予定です。個別事案について説明します。

議案書7ページの受付番号242番について説明します説明資料の1ページ～3ページをご覧ください。転用場所は、大津町です。案内図は説明資料2ページです。 [REDACTED]

[REDACTED] 詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。該当の農地は、田が2筆です。転用目的は『宅地分譲』です。転用面積、所要面積ともに2,748㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画について、事業者は、松江市で不動産等を営む法人です。この度、教育施設が周辺にあり、住宅地として重要が高い地域である申請地を取得して12区画の分譲地を整備する計画です。資金計画につきましては、所要資金額7,200万円で、これに対する資金調達については全額融資の計画であり、証明書を確認しています。

つづいて議案書7ページの受付番号247番について説明します。説明資料の4ページ～6ページをご覧ください。転用場所は、野石谷町です。案内図が説明資料5ページにあります。 [REDACTED]

[REDACTED] 詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。該当の農地は登記上、田が5筆です。転用面積、所要面積ともに2,102㎡です。転用目的は『農業用資材置場』です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。転用にあたっての許可該当条項は、法第5条第2項但し書きの「農業用施設」に該当します。事業計画について、事業者は、 [REDACTED] です。この度、保管場所不足のため申請地を取得して飼料・敷料・機械置場として利用する計画です。資金計画につきましては、所要資金額が4,350千円で、資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明書を確認しています。

つづいて議案書8ページの受付番号251番について説明します。説明資料の7ページ～9ページをご覧ください。転用場所は、斐川町出西です。案

内図が説明資料 8 ページにあります。

詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。該当の農地は畑が 3 筆です。転用目的は『建売分譲』です。転用面積、所要面積ともに 2, 7 5 9 m²です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第 2 種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、法第 5 条第 2 項第 2 号の「非改良」に該当します。事業計画について、事業者は、市内で不動産業等を営む法人です。この度、幹線道路に近く交通の便の良い、住宅地として重要が高い地域である申請地を取得して建売住宅 10 棟を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額が 1 億円で、資金調達は全額融資で賄う計画であり、証明書を確認しています。

つづいて議案書 9 ページの受付番号 2 5 4 番について説明します。説明資料の 1 0 ページ～1 2 ページをご覧ください。転用場所は、斐川町神庭です。案内図が説明資料 1 1 ページにあります。

詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。該当の農地は田が 2 筆です。転用目的は『農業用格納庫』です。転用面積、所要面積ともに 1, 3 1 9 m²です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。転用にあたっての許可該当条項は、法第 5 条第 2 項但し書きの「農業用施設」に該当します。事業計画について、事業者は、です。この度、農業機械の大型化や増加に伴い、農業機械の格納庫を整備する計画です。資金計画につきましては、所要資金額が 6, 9 6 3 千円で、資金調達は自己資金と融資で賄う計画であり、証明書を確認しています。

つづいて議案書 1 0 ページの受付番号 2 5 5 番について説明します。説明資料の 1 3 ページ～1 5 ページをご覧ください。転用場所は、上島町です。案内図が説明資料 1 4 ページにあります。

詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。該当の農地は登記上の田が 2 筆です。

転用目的は『営農型太陽光発電施設』です。営農型太陽光は本市では初めてになります。営農型太陽光は営農を継続しながら、農地に支柱を立てて農地上部の空間に太陽光発電設備を設置するというもので、「ソーラーシェアリング」と呼ばれたりします。これの支柱について、その面積の農地法第 4 条または第 5 条の一時転用の許可が必要とされます。一時転用の期間は、認定農業者や認定新規就農者、いわゆる担い手を実施する場合等は 1 0 年、これ以外は 3 年とされています。申請には、一般的な申請で必要な書類のほか、下部の農地における営農計画書などを添付してもらう必要があります。そのほか、下部で作る作物は、その地域の同じ作物の平均単収の 8 割を確保する

必要があります。全国の例を見ますと、稲、麦、大豆、お茶、キウイなどなどいろいろな作物が栽培されています。それから営農状況については毎年報告を提出してもらうようになっています。量が確保できない、品質が著しく劣る等、状況が悪ければ指導したり、改善されないときは期間途中での許可の取消しもあり得ます。また、許可にあたっては、下部の農地における営農の適切な継続、生産された農作物に係る状況報告、営農が行われなくなった場合や事業を廃止する場合は設備を速やかに撤去し、農地として利用できる状態に回復すること等の条件を付することとされています。

さて、今回の案件ですが、太陽光パネル176枚、面積は280.8㎡になりますが、農地法上で転用許可する場合の面積は支柱の面積になりますので、72本の杭の0.3181㎡が対象となります。権利の種類は、使用貸借権の設定です。申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。転用にあたっての許可該当条項は、施行令第11条第1項第1号の「一時転用」です。事業計画について、事業者は、[REDACTED]です。この度、申請地を使用貸借して、上部空間で太陽光発電、その下部で櫛を栽培する営農計画書が提出されています。資金計画につきましては所要資金額が9,137千円で、資金調達は自己資金で賄う計画であり、証明書を確認しています。なお、所要資金に撤去費を計上していますが、再度一時転用許可を受けることによりその後も事業を実施することは可能です。事業が続けられなくなったら速やかに撤去してもらう必要があるため、撤去資金も確認することになっています。

以上が説明案件であり、5条のその他の案件につきましては、議案書並びに参考資料でご確認をよろしくお願いいたします。

続いて、議第120号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。議案書は11ページです。今月の申請は2件提出されております。いずれも使用貸借権設定です。説明該当案件はありません。両方とも5条とのセット案件であり、第216号の27番は5条の256番、28番は5条の258番とセットとなっておりますのご確認ください。

今月申請のありました5条18件、事業計画変更2件につきましては、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

渡部委員 議席番号13番渡部です。先ほど説明のあった受付番号255番の件の太陽光発電の件でお尋ねしますが、営農計画書の櫛という部分と売電の価格も

含めた営農計画なのかと、売電単価が下がってきていますが、出雲市内初めての取り組みということで、注目していきたいと思いますが、撤去費用を計上してありますが、支柱のみですか、パネルも含んだものですか。１１０万円程度で撤去できるものでしょうか。

松崎主任 営農計画書につきましては、櫛の栽培という内容のみで計画されています。櫛ですので、最初の数年はそれ自体を育てるため、収穫量というよりは、収穫に向けて適切に管理されているかを確認することになります。撤去費につきましては、営農を継続するのが前提ですので、何かの事情で事業が継続できなくなった場合は、太陽光発電設備を全部撤去することになります。

議 長 よろしいですか。

渡部委員 内容はわかりましたが、本日のニュースでもありましたが、太陽光パネルの処分が大変だという話を聞いた。そういった中、１１０万円で処分できるのか。非常に安価だなと思いました。一部を撤去すればいいということでしょうか。

松崎主任 パネルの枚数分と支柱分が計上してあります。

持田委員 議席番号１９番の持田です。２４７番は追認案件のようですが、説明ではこれから整備されるように聞こえましたが、もう土地造成などは終わっているのでしょうか。

松崎主任 実際には、飼料ロール置場ですとかで使っておられる部分があったり、機械を何台か置いておられるような状況があります。ですので、全てこれから整備されるような状況ではありませんので、追認案件となっています。

議 長 他にご質問、ご意見はないものようですので、議第１１９号農地法第５条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第１２０号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第１１９号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第１２０号を決定いたします。

議長 議第121号農地法第3条第2項第5号による別段面積（農地法施行規則第17条第2項）について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高橋副主任 それでは、議第121号 農地法第3条第2項第5号による別段面積について、ご説明いたします。議案の12～18ページをご覧ください。

出雲市農業委員会では、特定の農地について、別段面積の適用について審議し、一筆ごとに下限面積を設定できるようになっております。これは、農家の高齢化、後継者がいない、所有者が遠隔地にいるなどの理由により、耕作が困難で将来的にも耕作されないと見込まれる農地について、「非農家の方が耕作したい」という場合に、筆ごとに指定し、別段面積を10アール以下に設定するものです。

今回は、15件、21筆の農地について、土地所有者から適用希望の申出がありました。申出地につきましては、事前に該当地区の農業委員及び農地利用最適化推進員と事務局職員で現地の状況を確認しております。個別の事案について説明いたします。15ページをご覧ください。

受付番号1番は、里方町の土地1筆です。土地所有者は、労力不足のため、従来から申出地を管理している近隣農地耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、11月29日に若槻農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号2番は、西林木町の土地2筆です。土地所有者は、市外在住による耕作不便のため、隣接宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、11月29日に若槻農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、大根、玉ねぎなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号3番は、知井宮町の土地1筆です。土地所有者は、就労による労力不足のため、従来から申出地を管理している近隣居住者から取得希望が出ております。現地確認については、11月15日に原農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号4番は、大島町の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、従来からの管理者から取得希望が出ております。現地確認については、11月22日に石飛政樹農業委員及び農地利用最適化推進委員3名と事務局職員で行いました。取得後は、なす、きゅうりなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号5番は、荒茅町の土地1筆です。土地所有者は、労力不足のため、

隣接農地の耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、11月5日に松本農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、隣接する自己所有地と一体的に果樹および野菜を栽培される計画です。

受付番号6番は、鹿園寺町の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、隣接宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、11月25日に落合農業委員及び農地利用最適化推進委員3名と事務局職員で行いました。取得後は、なす、きゅうりなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号7番は、十六島町の土地3筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、近隣宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、11月12日に水農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、大根、玉ねぎなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号8番は、湖陵町二部の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、隣接宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、11月5日に石飛忠宏農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、なす、きゅうりなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号9番は、大社町入南の土地1筆です。土地所有者は、市外在住により耕作不便のため、近隣宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、11月18日に大槻農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜および果樹を栽培される計画です。

受付番号10番は、大社町中荒木の土地3筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、以前からの申出地管理者から取得希望が出ております。現地確認については、11月17日に大槻農業委員及び農地利用最適化推進委員3名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜および果樹を栽培される計画です。

受付番号11番は、大社町杵築東の土地1筆です。こちらは11人の共有名義の土地で、遠隔地にお住まいの方などもおられるため、耕作される方に持分をまとめるものです。ただし、そのうち1人が行方不明のため、最終的には2人の持分になります。現地確認については、11月17日に大槻農業委員及び農地利用最適化推進委員3名と事務局職員で行いました。取得後は、みかん、柿などの果樹を栽培される計画です。

受付番号12番は、大社町杵築西の土地1筆です。土地所有者は、他の自

作地から離れていることによる耕作不便のため、近隣宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、11月17日に大槻農業委員及び農地利用最適化推進委員3名と事務局職員で行いました。取得後は、玉ねぎ、じゃがいもなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号13番は、斐川町福富の土地1筆です。土地所有者は、市内遠隔地在住による耕作不便のため、近隣農地耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、11月17日に佐野農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、なす、きゅうりなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号14番は、斐川町原鹿の土地1筆です。土地所有者は、労力不足のため、隣接農地耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、11月17日に佐野農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号15番は、斐川町原鹿の土地2筆です。土地所有者は、市内遠隔地在住による耕作不便のため、隣接宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、11月17日に佐野農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、大根、玉ねぎなどの野菜を栽培される計画です。

個別事案の説明は以上になります。委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中、現地確認にご協力いただきありがとうございました。

議 長 担当農業委員さん、特に補足があればお願いします。

議 長 事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員 議席番号18番の今岡です。農地法施行規則第17条第2項の適用について伺います。別段面積を定める場合、別段の面積を1アールと表記するものと、0.8アールのものを当該地の面積と表記されていますが、下限面積ですので、当該地の面積と表記すれば済むと思いますが、まずは一旦1アールという基準を設けないといけないのでしょうか。

高橋副主任 確認をして後で回答させてください。

議 長 よろしいでしょうか。

今岡委員 わかりました。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第121号農地法第3条
第2項第5号による別段面積について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第121号を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午前10時40分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

藤原事務局長、山田次長、松崎主任、高橋副主任、後藤主事
農業振興課

農地利用調整係 河井係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

署名委員

署名委員
